



阿蘭陀國條約並稅則
全

洋学文庫
文庫 8
C 375



阿蒙陀國條約并稅則



阿榮陀國王と帝國大日本大君と友誼の懇親
 且高貴の周みと廣くせん事と欲して阿榮陀
 國王ハモ事と阿榮陀コミサーリスノーストルヤン
 ヘンデリツキドンクルキユルシエス小命一日本大君ハ永井
 玄蕃政是部後河岩濃紀後也小命一双方委
 任の書と照應して下文の條と合議決定ハ

第一條

阿榮院國王ハ江戸ニ居留スルデプロマチーキアゲントト
任シ又ハ約書ニ載ル阿榮院貿易の高小算きた款
日本の各港の内ニ居留スルコレル又ハコレエライルアゲ
ント等ヲ任スルコトモ日本ニ居留スルデプロマチーキ
アゲント并小コレシエライルハ職務ヲ行ハ付ル
日本の部内ト旅行スル免状ハ有ル

日本政府ハ阿榮院都府ニ居留スル政事に就ク役人
ト任シ又阿榮院各港の内ニ居留スル諸取締
の役人及ハ貿易を要スル並スル役人ト任スルコトモ
政事小款ニ役人及ハ取立スル取締乃役人ハ阿榮院
國に到着の日より其各の部内ト旅行スル

第二條

長崎等ハ箱館の港の外次ニ載スル場取と左の

新津より築く

新赤川 年五月より九月の竣工
西洋起元千八百五十九年七月十五日

兵庫 四月九日に竣工の竣工
千八百六十三年一月一日

以外西海各小とて今より九月の竣工
千八百六十年一月一日

の竣工一港と築く一とて場町の築港以前
に達する

新赤川港と築く後六月の竣工

以上各條の月に載るる各比の築港院人小居留と許す
一居留の者ハ一箇の地と讓と出しそ借り又そ不
達物あり是と買ふより始り且住宅倉庫を建
る事とも許す一とて是と建るに託して要
害の場取と取建する事ハ決して成さる一とて控と堅
くせん為ふと建物と新築改造修補たる事
何れの時ハ日本没入是と見分す事

ア

阿榮院人建物の為に借り地の一帯の場を再び港の
定則に各港の没入と阿榮院コンシユルと議定せしむる若
議定しつて此財をその事件と阿榮院ヲプロマチーキ
アゲントと日本政府に示しつて受取せしむるを
居留場の周圍に門牆と設けずお入自在にせしむる
阿榮院人日本語或ハ日本漸藝と學びて其を以て

阿榮院の友の形に依り日本に於て其より人柄を撰み
其より港に於て傳授せしむるより始り江戸
居留の阿蘭院没入是等の事あり其言官中とのと
日本政府より其人を撰びて學せしむる

江戸 年六月より九月二十月の後より 千八百六十二年 一月一日

大坂 同以前より十月の後より 千八百六十三年 一月一日

右二ヶ所を阿榮院人只高賣と爲すものなり

日本産する和の銅版を何れも日本没和よりを厨
公けの入札を以て神奈川并に長崎に於て掛ひ
液を丁

在留の阿蒙院人日本の後民を雇ひ且諸用も不充る
事と許さる

第三條

総て小比小輸入輸出の亦別冊の通日本没和

運上を納む丁

日本の運上和よりを其の中五の價を好ありと定す
附を運上没より相尚の價と付を其の抽と賞入る事
と後まじり其の主な是を否む附は運上和より付る
價も没より運上を納む毎一取元する附は其の價を以て
並に賞上丁

阿比の輸入を嚴禁しり若し蒙院高船之行ひと

指渡らるるも色量の示る日本没入是と如上と爲す
輸入の若し指定例の運上納税の上と日本人より日本
輸送するも別小運上を取立る事なり一其地の出入
租税の高と減する所を以て業院人も同扱ふ事せし
る

第九條

外國の諸貨幣を日本貨幣同種類と同量と爲す

通用す

今令金銀と量同と
比較せしむる事

双方の國人互に取扱の代料と拂ふに日本と外は此貨
幣を用いる事始なり

日本人外はの貨幣に慣らるれを其港の後凡一五年

は各港の没取より日本の貨幣と爲し其業院人に

以て引替渡す

相換と
陰く

輸出する

事と況并に外はの令渡る貨幣小種と爲さるも

輸者も一

第六條

阿蒙陀人へ對し法を犯せる日本人は日本没入紀の上
日本の法度とて罰せしむ日本人对し法を犯
たる阿蒙陀人を阿蒙陀コンシユル裁断所とて罰せしむ
上阿蒙陀の法度とて罰せしむ

阿蒙陀コンシユル裁断所日本没入紀とて双方高入連續

等の事ども公けし取扱ふ

於て條約中の規定毎に別冊小記せしむる法の則と

犯事に於てハコンシユル中連一取上取毎に罰科を

日本没入の渡り

支國の没入ハ双方高入紀の事ハ別冊小記せしむる

事なり

第六條

日本兵庫の場取小おこく阿蒙院人控寄の規定左
の如し

神志川 六々川筋を限りし一里比の各方一十里

箱館 各方一十里

兵庫

系船と距り事十里の比一阿蒙院人立入る各方一里
と除き各方一十里且各序小寄る船の各組人共
船名川より海灣迄の川筋と幾り

船くも里数ハ各港の事以不又ハ所用各より
陸路の程度なり

長崎 各所の周圍に於て所料不取ります

寺社茶店休息所の外着場諸設不并に門向る所に
到るし

阿蒙院人重立たる悪事ありしと裁取と又ハ不
分持しし再ハ裁許不交せし者ハ居留の
場取より一里外に出るし其者等ハ日本各所
取より園地遷去の事と其比互苗の阿蒙院コンシ

ユルに達すく——

其者とも諸司合考申す所不并にコンシユル紀海の上
退去の期限程縁の——ハコンシユルより申立に依り
叶ふ處——其期限を定めて一十年を越すべし

第七條

日本に在る阿蒙院人自り其地の宗法を乞ふ
礼拝堂を居留場の内に造りて障りなく——毎に其

建物と破壊——阿蒙院人宗法を自り乞ふ所妨
り事なく——阿蒙院人日本人の堂宮を毀傷する
事なく——又其地を日本神佛の礼拝と妨げ
神佛佛像を毀るる所なく——

双方の人民互に宗法に對するは平等なり——

第八條

阿蒙院コンシユルの願に依り於て出奔人毎に裁許

の場より近き一者をとら捕又ハコンシユ捕一魚
罪人と獄小繋く事付ふ一且陸地毎に船中に
ある阿蒙院人不法を戒め規則を遵守せしむる
ためにコンシユ中なる者助力をせしむる諸人
費并に刑に依り日本の獄小繋るたる者の雜費
を却て阿蒙院コンシユより償ふ一

第九條

此條約小添く高法の別冊ハ本書同扱双方の臣
民互小違守ま一
外西人民に免許する廉を悉く阿蒙院人より取
差許す一此書面小載する事ハ其場取く一乃
規定に循ふ一

安政二年乙卯十二月廿三日 千八百五十六年 長崎小於
取扱めたる條約の内存ま一を存一同治元年丁巳

八月廿九日 千八百五十七年十月十六日 其附録より取り留せし

約書之は條約中に悉くせしに依りて廢せし

日本貴官又ハ委任の役人と日本に在りし阿榮院の

デプロマチーキアгентとハ條約の規則并に別冊の

條と全仿せしむるためハ要しと成す之の規則

等裁判と逐くし

第十條

今より凡百六十九ヶ月の後 即千八百七十二年七月十四日 双方政府

の存意と以て互に乃内より一々年毎に通達し

ハ條約并に長崎條約の肉存し並に舊條及ハハ

書に添へり別冊より双方委任の役人實驗乃

上裁判と以て補ハ成と改りしと

第十一條

右條約の趣ハ其來年六月廿日 即千八百五十九年七月十四日 より

概行ふつー以日渡或をさす以前も於合渡
以本書と長渡に於く取留まらるる若條條かき
子細有る以期渡中本書に於て一海子に
條約の趣は以於此より概行ふつー

本條約を阿蒙院よりハ阿蒙院國王自ら名を記
しセケレターリスフニスタートを以て自ら名を記し
阿蒙院國の印を給し其院より日本より其

大君の所名と乘印と署し其友の者名を記し
印を調し其院より

斯乃如く安政五年戊午七月十日 西千八百廿八年
八月十八日

江戸府に於て談判決定せり以院授こり
前に記し其友の者名を記し調印す

るの如也

税則

三十三

永井玄蕃改宛押

足部駿河寺同

岩瀬肥後寺同

三十三

日本開きたる港に於て阿蒙院高氏貿易の

章程

第一則

日本各港の場而阿蒙院高船入津次身二十に附中

阿蒙院の口十八附
但日賤日と違に船司又ハ改定たる者より日本没也

阿蒙院コンシエの信及の書身と差おきし

は請取書ハ阿蒙院の控通認たる船目録を以

の書類と所業院コンシユルに改めたる諸書類あり
月付にそ者ともそ船の名出書と出さす

是を入津の船の名を船の仕立一場の港の名
噸數船司或ハ改立たるもの名業來る
該人の名本組の者あり一船乃本組人数と徳々々
このふし々書面乃通お違なるものと船
司或ハ改立たるもの業書一院扱々々々

為人の名前と徳入たるものなり

又同付にそ船の惣積荷の巻書と没下不致く
是ハそ船物の簿牒并に書付且そ入目斤數等
と送状に徳一通に写し船物引渡先の人々乃
名と記せざるものなり

船中用意のお物の月録も告書一加ふ

但船中用意のおり書面の通お違あるを船司

又と改定たるもの契書——を各所を記す

此契書の文面相違の原日本十府 阿蒙地の二十府
但日曜日と殊 中に

心附き改定に於てハ色料の沙汰不及は改定を以

限後より書改を又ハ此書に書入せしむに於てハ

三十八ギユルデニ二十五セントの色料と日本没取納む

る

横倉惣目録此書の中に載する所と陸揚を以

於てハ其取二重の運上と日本没取納む

船司或は改定たる者入港の年数納方前書の期限

小後より付ハ一日毎々毎に日本没取納む百ギユルデ

ンの色料と納む

第二則

日本政府よりハ港内入津の船 軍艦と 小運上改定

の没取納むす

糸紐の者有ハレ込人小對一不敬ちく丁寧に必
扱ハ船中取交お尚の用役とます一

船中ハ日本没取より許しきくしき船卸きしり
ら

若揚船船し出入は若おは船倉にりはしき数
中々日本没人控と卸し或を印封し或は乃
取締とくしき一は許しきく是を案と

又ハ控印封と破り取扱と出さしもの等々を記
せし人毎に百五十ギエルデレの正料と日本没取と
ま

日本没取相尚の差出書と出さしき若卸扱一
或ハ其事と録しきふハ次の巻條に定りし通
如押日本没取と名上魚一

若扱の中積若目録を載さしきふしと取扱し魚收

納と減せんとは紐くく者いそふと日本没取取上

了

日本の算かゝる港うて密賣買とてふい勿編くは
紐ある所蒙院船とてふふと日本没取取上の上犯
せり毎ふ二千五百六十ギルデンの色料と納む
候渡の高入津の船の運上やうく横高と陸揚
日本没取取上とてふいそふと日本没取取上

人等の諸入用の相商の儀と出さし若き所物の
肉と賣掛ふ所とてふいそふと日本没取取上
運上と納む

積高と同港内の他船へ移す時日本没取取上
事情明白におかひ免状とてふいそふと日本没取取上
所庁の輸入を嚴禁しり然るに密高又を奉と
係る事と所庁一斤毎ふ二十八ギルデン二十五セント

色料と日本没不納む一を組合の人数の多少に
拘らば法定くす一

牙之則

不納と送る所を又を引文先の者より入洋の品物
と陸揚せんしす。若くは積荷の長出書に日本
没不に出さる一

此書面に所を又は引文入の名を積送たる

船の名前物の簿牒書面を積荷の斤数石言
毎品の代料と徳りをも並記のしとす。とす書面の
末に徳む一

船くは長出書面に積を又は引文入徳くる積り
價とす。とす書面に日本没不の總定にありとす
船一前納むる。積概しとす。積り品名と記す一
船の如く積荷目録長出書の書類日本没不品

出右書引合せ換用定品等取調漸近ハ亦相
とも日本没取の取りたる

日本没入右の通定あつて其拍の内或ハ想作と定
式の通改むし若運上没取に引と改る事あつ
付と輸入人の共費と掛も故支亦拍の換せらる
振ふ一改漸のこまを委の如く取始末も一を
取調方格外時日と費さる

其或ハ輸入人移し法持の取改漸没取より引渡
さるる事輸入の途中 日本没取の事 破壊換傷の

亦ハ公附く時を商人より其取運上没取不中立ち
亦ハ扱ふ職業もく廉潔なるを此取人以此出合
車組致さるる病相毎に換し之を歩割小記
其諸牒番教もに記書に認込しを日本没入
之合少く車組人等名と記し一以汽札兼く

持系の差を書き添越すの内と引落す一を
條約等之を條の取扱の通運上没不より取扱へ
事故障何と云ふ

諸運上納海の後運上没不より陸揚若うと云ふ
免許状と没不より一亦取扱方と運上没不とも
船中とももそ者の形に記す一

輸出に格うと云ふ船にお船に輸送すと云ふ
運上没不船名お船の簿牌書身入高斤数量目性
合毎に代料と記せしる出書と出書面の通御
備り申由と輸出人名記しと云ふ名おと記
む一

運上没不へ出帆の船中へ候にたるとお船運
上没不へ出帆のと竊ふ船後の内へ入れたる
割の中と改のと日本没不へ文上

船中尚用の品又は其組換客の尚用衣類等々
運上没取の旨おしるす

第九則

出港手数を納ふ船々々日本十二付 阿蒙院の
十二付 前に
運上没取の中々一付は船中右に右に敷き出し
せしむる積取扱ふ勿論たる下右に敷き出し
事ある日本没取より船目又を改定したるもの

并に其船中の取引人等々其船中渡し阿蒙院
シレエルに付違す

阿蒙院中の軍艦ハ入港出港運上船の正数に及ぶ
運上没取人并に番兵ホ差掛ふ事ナシ
料者用意の爲入港の餘漢船或ハ雜船ハ其積取
の旨書と出さるるも若し其積取と差掛
らん事納ふ付々第九則の通定式輸入の正数

と云ふ事

税則并に條約書中に船と唱ふるものハシキツポル
クフリツキ。スクー子ル。蒸氣船等と銘くふなり

第五則

日本運上没取の規則に違ひたる船隻出横河
目録と出并に沈書に名前と記せし事ハ其船
毎に三百十八ギエルデレ七十五セントの
色料と日本没

取納む

第六則

噸税日本寄港の場合に於て所業既高船より
取立しるも左の規定の如き地々の運上
没取納む

其船の入港手数 三十八ギエルデン二十五セント

其船の出港手数 十七ギエルデン八十五セント

支那の免状を有するもの

ニギユルデン八十二セント

その他の免状を有するもの

ニギユルデン八十二セント

第七別

想々日本軍港の場を陸揚するに必要なる左の
運上目録を以て之を比の日本没下り運上を納
むべし

第一類

貨幣小造り金銀並に造り金銀

商用の衣服

家族並に高貴の爲にせし書籍

何れも日本居留の爲を有する者の所持の品

に限る

互に没入自用の飲食家族並に書籍

は其れを以て賣却し得る定額の運上を納

ひし

右の品々を運ぶなり

舟二類

凡く船の造立総具修護式と船装の形に
用いる所々鯨漢貝の類

佐渡會社の船類

パン舟にゴの類

生くるるる多敷類

石炭

家と違ふ所の材木并ね蒸気船の蒸機一を

鉛湯生結

右の品々を各の運上を細むなり

舟二類

舟々蒸漏式ハ礮一様々の製法より造り

ラカ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

安政六年己未六月

黄糸町

岡田屋嘉七

日本橋通町目

須原屋

馬喰町丁目

菊屋孝三郎

日本橋通町目

須原屋茂三郎

日本橋通町目

山城屋依三郎

横山町三丁目

和泉屋金蔵門

芝字田川町

和泉屋吉三郎

下谷比之端仲町

岡村屋庄助

本石町十軒店

播磨屋勝三郎

濱草茅町三丁目

須原屋伴八

嘉永六年

